

北栄町地球温暖化対策実行計画 (第3期 事務事業編)

2021年度～2030年度(中間見直 2025年度)



2021年3月

鳥取県北栄町

目次

第1章 計画の背景	2
1. 国内外の動き	2
2. 北栄町の動き	3
第2章 計画改定の趣旨	4
1. 温室効果ガス排出量の推移	4
2. エネルギー種別毎の温室効果ガス排出量	5
3. 施設用途毎の温室効果ガス排出量	6
4. エネルギー種別毎の温室効果ガス削減率	7
5. 今後の取組み	7
第3章 基本的事項	9
1. 計画の目的	9
2. 計画の期間	9
3. 計画の対象とする事務事業の範囲	9
4. 計画の対象とする温室効果ガス	9
5. 温室効果ガス排出量の算定方法	9
6. 関連計画との位置づけ	10
第4章 基本方針と削減目標	11
1. 温室効果ガス削減に向けた基本方針	11
2. 温室効果ガス排出量の削減目標	12
第5章 具体的な取組活動	14
1. 日常的な省エネ・省資源に配慮した取組	14
2. 施設の新設・改修・更新等の計画的な管理に関する取組	15
3. 設備や機器及び公用車の省エネルギー化に関する取組	16
4. 再生可能エネルギーの導入に関する取組み	16
5. 環境配慮型電力の調達等の推進に関する取組み	16
第6章 実行計画の推進	17
1. 推進体制	17
2. 進捗状況の点検・評価・見直し	18
3. 進捗状況の公表	18
4. 職員に対する研修等	18
資料1 北栄町グリーン購入調達方針	19
資料2 毎日の実践点検表	22
資料3 毎日のエネルギー点検表	23
資料4 施設カルテ	24

第1章 計画の背景

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が、18 世紀の産業革命以降、文明の進化に伴い急激に上昇したことが原因とされています。

近年、世界各地で記録的な高温、大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が増加しており、WMO(世界気象機関)は、これらの増加傾向が長期的な地球温暖化の傾向と関係しているとの見解を示しています。我が国においても猛暑、台風の大型化、集中豪雨等の気象災害が頻発しており、これらの気候変動は、気象災害の激甚化、自然環境や生態系の劣化、健康リスクの増大、農林水産業への悪影響など、人類の生存基盤を根本から揺るがす極めて深刻な問題となっています。

このまま地球温暖化が進行すると、海面の上昇による陸域の減少、豪雨や干ばつなど異常現象の増加、生態系への影響、農業生産や水資源への影響など、人類の生存基盤に関わる深刻な事態を引き起こす可能性があります。地球温暖化問題は、今や最も重要な環境問題のひとつであり、地球温暖化の主因とされる人為的な温室効果ガスの排出を抑制し、低炭素社会の実現に向けた早急な対策が求められています。

1. 国内外の動き

1992 年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットで「気候変動枠組条約」が採択され、地球温暖化に関する国際的な取組の大きな契機となり、1997 年に京都市で開催された COP3(気候変動枠組条約第 3 回締約国会議)において、気候変動枠組条約の目標を達成するため、温室効果ガス排出削減についての数値約束を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、日本は、6種類の温室効果ガスの総排出量を、2008 年から 2012 年の第一約束期間に、1990 年レベルから 6%削減するとの目標を定めました。

京都議定書の採択を受けて、1999 年 4 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10(1998)年 10 月公布。以下「温対法」という。)」が施行され、地球温暖化対策における国、地方公共団体、事業者及び住民それぞれの責務が明らかにされるとともに、都道府県や市区町村に対して、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画の策定が義務付けられました。

2015 年に開催されたCOP21 において、気候変動の脅威に世界全体で対応するための国際的な枠組みであるパリ協定が締結され、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力をすること」等の目標が掲げられました。これを踏まえ、我が国では 2016 年 5 月に地球温暖化対策計画(平成 28(2016)年 5 月 13 日閣議決定。以下「温対計画」という。)が閣議決定され、温室効果ガス排出抑制の中期目標として「2030 年度に 2013 年比で 26%削減すること」が掲げられました。同計画において、地方公共団体の事務事業から排出される温室効果ガス排出量は「2030 年に 2013 年比で 40%削減」の目標が掲げられており、地方公共団体実行計画を策定し実施することが基本的役割とされています。

また、2020 年 10 月 26 日、第 203 回臨時国会の所信表明演説において、菅内閣総理大臣が「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。これにより、我が国の地

球温暖化対策への取組みは、国と地方が協力し、脱炭素社会の実現に向けてより一層加速しています。

2. 北栄町の動き

本町では、2006年12月に「北栄町環境基本条例」を制定、2007年3月に「北栄町環境基本計画」を策定し、「人と自然が共生し、あたたかい心のふれあうまち」の実現に向けての取組を推進しています。

また、温対法第21条第1項に基づき、2009年8月に「北栄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「第1期計画」という。）」を策定し、役場での事務・事業に起因する温室効果ガスの排出削減について、すべての町職員により実践しています。

2018年11月には、北栄町バイオマス産業都市構想が鳥取県で初めて国の認定を受けました。バイオマスを活用した、地域循環型社会の形成、災害に強いまちづくり、林業の振興を含む総合的な産業振興等の実現を目指し、再生可能エネルギーの創出と森林保全と整備等の具体的な事業展開を示す構想により、地域の特色を活かしたまちづくりを目指しています。

さらに、2019年12月20日に、北栄町議会全員協議会において、松本町長が「気候非常事態宣言」を表明し、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、2050年までに北栄町におけるゼロカーボン（人為起源のCO₂実質排出ゼロ）を目指して取り組むことを宣言しました。

宣言の実現に向け、2020年4月には環境エネルギー課を新設し、これまで取り組んできた環境施策に加え、率先した公共施設からのエネルギー使用量削減に向け、人口減少時代にあった公共施設のあり方を検討するとともに、ゼロカーボン実現の視点を含めた公共施設個別設計画の策定により、役場事務・事業における地球温暖化対策をさらに加速させ、地域を先導すべく持続可能なまちづくりを目指して取り組んでいます。

第2章 計画改定の趣旨

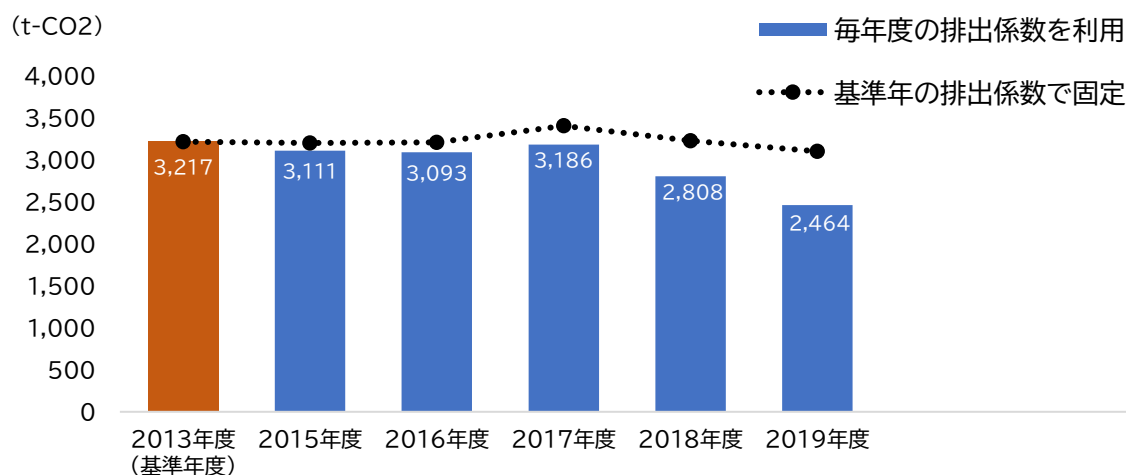
本町では、2009年8月に第1期計画を策定し、以降5年毎に計画を見直しながら北栄町役場の事務・事業から排出する温室効果ガスの削減に取り組んできました。令和2年度において策定される、公共施設のあり方検討と公共施設個別施設計画の結果を北栄町地球温暖化対策実行計画(第3期事務事業編)(以下「本計画」という。)に反映させるため、第2期計画の見直しを1年延長し、計画は11年目を迎えています。

1. 温室効果ガス排出量の推移

第2期計画及び本計画の基準年度となる2013年度以降の温室効果ガス排出量の推移は図1に示すとおりです。

なお、第2期計画では、電気の使用による温室効果ガス排出量の算定において、電気事業者別排出係数を、基準年度である2013年度の基礎排出係数(0.719 kg-CO₂/kWh)で固定していましたが、電気事業者別排出係数は、毎年度変動するものであるため、各年度毎に当該年度の基礎排出係数により再算定した数値に修正しました。また、第2期計画から、指定管理者により運営している施設や、上下水道施設も計画の対象としてきましたが、各公共施設の水道使用量に基づく温室効果ガス排出量と、上下水道施設の電気使用量に基づく温室効果ガス排出量の両者を算定対象としていたことにより、一部重複計上となっていたため、各公共施設の水道使用量に基づく温室効果ガス排出量を算定対象から除外して算定し直すことで、より実態に即した数値を用いて比較します。

■図1 温室効果ガス排出量の推移



■表1 電気事業者別の基礎排出係数の推移

	2013年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
中国電力(株)	0.719	0.697	0.691	0.669	0.618	0.561

第2期計画による取組みをスタートした2015年度以降、2019年度まで温室効果ガスの排出量は徐々に削減されており、2018年度は2,808 t-CO₂、2019年度は2,464 t-

CO₂と推移し、第2期計画の削減目標である2013年度比8%以上削減という目標に対して約23.4%の削減となっており、大きく目標を達成しました。しかしながら、電気事業者別排出係数を基準年度の排出係数に固定して算定した場合では、第2期計画期間中、ほぼ横ばいで推移しており、2019年度においても約4%の削減となります。このことから、第2期計画期間中、公共施設における電気の需給契約の見直しを行っていないことを考えると、第2期計画において目標を大きく達成した主な要因は、契約先電力会社の排出係数の変動によるものであり、これまで実施してきた職員の省エネ・省資源に資する行動変容を主とする取組みによる排出削減は、限界に達しつつある状況と考えられます。

第2期計画期間中に行われた取組みで、エネルギー使用量に影響を与える要因として考えられる主なものとしては、年次的に公共施設におけるLED化が進んだことや、小中学校にエアコンが新設されたこと、2017年7月に行われた庁舎統合等が挙げられます。その他外的要因としては、2016年10月に発生した鳥取県中部地震により、業務量の急増や避難所運営による時間外の公共施設の稼働が増えたことや、2019年度後半以降、新型コロナウイルス感染症の流行により、学校の休校や、各種イベントや会議等の中止が相次ぎ、会議室等を貸し出しする施設の稼働率が下がった事等が上げられます。また、2016年度の冬期は、大雪に見舞われ暖房機器の利用が増えましたが、2018年度から2019年度にかけては、冬期に降雪がない暖冬が続いたため、各施設における暖房機器の利用が減少したことも影響していると考えられます。

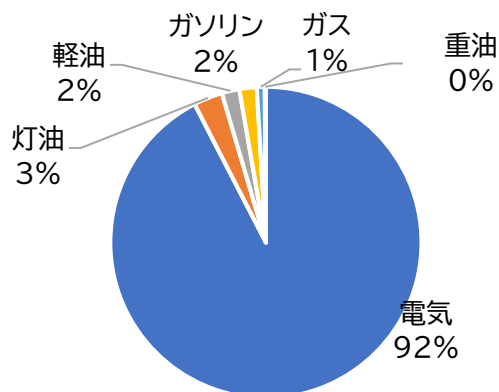
2. エネルギー種別毎の温室効果ガス排出量

2019年度の温室効果ガス排出量に占めるエネルギー種別毎の割合は、電気が全体の92%を占め、次いで灯油3%、軽油及びガソリンはそれぞれ2%となっています。

灯油は冬期の暖房利用によるもの、軽油及びガソリンは公用車利用によるものと考えられますが、近年、公共施設における空調機器をA重油や灯油を燃料とするものから電気式のものへ更新したり、給食調理器具においてもガス式から電気式のものへ更新したりと、公共施設におけるエネルギー源を電力へ転換する改修・更新が進んでいます。

その結果、本町における温室効果ガス排出量の9割以上が電気によるものとなっており、本町における温室効果ガス排出量削減に向けて、最も対策を優先すべきは、電気エネルギーにおける使用量の削減、断熱改修や省エネ機器導入等による省エネ化、使用電力の再エネ化等を実行していくことで、電気エネルギーへの大胆かつ抜本的な対策を講じることが、目標達成へ向けてのカギとなります。

■図2 エネルギー種別の温室効果ガス排出割合



3. 施設用途毎の温室効果ガス排出量

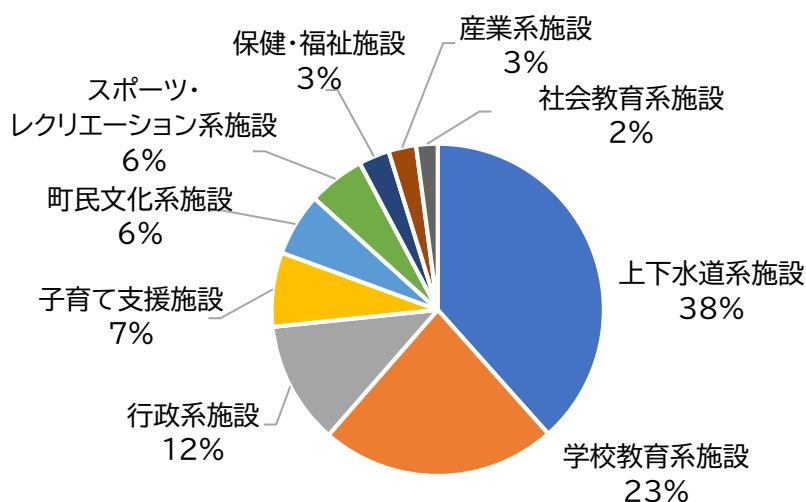
北栄町公共施設等総合管理計画(平成 29(2017)年2月策定)における公共施設等の施設類型により分類した、施設の用途種別毎の温室効果ガス排出量をみると、上下水道系施設が38%、次いで学校教育系施設が23%、行政系施設が12%、子育て支援施設が7%となっており、これらの施設が全体の8割を占めています。

公共施設においては、それぞれの施設の特성에応じて、今後の管理・運営・更新等様々な状況に合わせた対策及び取組みが必要となってきます。そのために、2021年3月策定の公共施設個別施設計画に従い、各施設の改修・更新・統廃合等のタイミングにあわせた建物の省エネ化や、高効率な省エネ設備への更新等を検討及び実施します。

中でも、第5章で後述する、エネルギー使用量の特に多い8施設については、温室効果ガス排出量の大幅削減のため、重点的に取組みを進めていく必要があります。

また、下水道施設については、処理設備の更新による温室効果ガス排出削減が財政状況を鑑み非常に困難な状況にあるなか、大栄地区と北条地区にそれぞれ1つずつある処理場を将来的に1か所に集約化することを検討するなど、温室効果ガス排出削減へ向けた取組みの検討や、未利用エネルギーの活用等新しい技術の動向にも注視が必要です。

■図3 施設用途別の温室効果ガス排出割合



■表2 主な対象施設の施設用途別分類

施設用途別分類	主な施設
行政系施設	大栄庁舎、旧北条庁舎 等
学校教育系施設	大栄小・中学校、北条小・中学校、学校給食センター
子育て支援施設	北条こども園、大誠こども園、由良こども園、大谷こども園
社会教育系施設	図書館、北条歴史民俗資料館 等
町民文化系施設	中央公民館、農村環境改善センター(大栄・北条)等
スポーツ・レクリエーション系施設	B&G海洋センター、お台場公園、各体育館 等
保健・福祉施設	大栄健康増進センター、北条健康福祉センター 等
産業系施設	大栄歴史文化学習館(青山剛昌ふるさと館)、砂丘公園センター
上下水道系施設	大栄浄化センター、北条下水道管理センター 等

4. エネルギー種別毎の温室効果ガス削減率

第2期計画の最終年度である 2019 年度のエネルギー種別毎の温室効果ガス排出量について、基準年度である 2013 年度と比較します。

軽油を除く全てのエネルギー種別において温室効果ガスの排出量は減少しています。軽油の使用による排出量が増えた主な原因として、町所有のマイクロバスが1台増えたことや、BDF燃料の製造中止により、マイクロバス更新に伴い使用燃料をBDFから軽油へ変更したことが挙げられます。

ガソリンによる排出量は6.9%の削減と順調に減少しており、公用車の低燃費化や台数の減少、自動アイドリングストップ機能付きの公用車の導入による影響が考えられると共に、2019年度においては新型コロナウイルス感染症の流行により、会議や出張等が減ったことも原因として考えられます。

灯油とA重油においては、使用量が給油回数と給油のタイミングの影響を受けるため、一概には言えませんが、2014 年度に大栄庁舎の空調機器をA重油から電気に変更したことや、2019 年度に人権文化センターの空調機器を灯油から電気に変更したことが原因と考えられます。また、2019 年度は暖冬であったため、冬期の空調利用が少なかったことも原因と考えられます。現在、A重油を利用しているのは大谷こども園のみとなっています。

公共施設における電化が進む中、電気の使用による排出量が 23.6%削減できた原因として一番大きいのは、電気事業者別排出係数の変動によるものと考えられますが、公共施設におけるLED化が進んだことや、空調機器等の設備の高効率化、2017 年度の庁舎統合、2019 年度の暖冬による冬期の空調機器の使用が減ったことなども影響していると考えられます。

■表3 エネルギー種別毎の使用量及び温室効果ガス排出量の比較

エネルギー種別		基準年度(2013 年度)		最終年度(2019 年度)		削減率 (%)
		使用量	排出量 (t-CO ₂)	使用量	排出量 (t-CO ₂)	
電気	MWh	4,130.8	2,970.0	4,046.0	2,269.8	23.6
ガソリン	ℓ	21,858.8	50.7	20,343.0	47.2	6.9
灯油	ℓ	37,040.0	92.2	31,635.0	78.8	14.6
軽油	ℓ	10,794.0	27.8	17,457.5	45.0	△61.8
A重油	ℓ	20,750.0	56.2	1,000.0	2.7	95.2
LPG	kg	6,816.2	20.4	6,809.7	20.4	0.0
合計			3,217.3		2463.9	23.4

5. 今後の取組み

本計画の改定により、本町の温室効果ガス削減への取組みは12年目を迎えようとしています。この間に、始業前・昼休憩の一斉消灯、冷暖房の基準温度厳守、クールビズ・ウォームビズなど、職員の行動変容による取組みは、概ね定着してきたと言えます。これら省エネ行動等の取組みについては、今後も引き続き確実に取り組んでいく必要がありますが、温室効果ガス排出量の推移からみても、これら職員の行動変容による取組みによる今以上の大幅な排出削減を見込むことは難しく、限界に達していると考えられます。

今後は、2050 年ゼロカーボンを見据えたより抜本的で大胆な取組みを実行していくことが求められます。そのためには、これまで行ってきた職員の行動変容による取組みに加え、公共施設の断熱化や省エネ改修、再エネ設備導入等の予算を伴うハード部門の取組みを積極的

に進めていくことが必要となると共に、温室効果ガス排出量の 9 割以上を占める電気エネルギーにメスを入れ、電力調達における再エネ比率を上げ、排出係数を下げるための努力も必要と考えられます。

本計画では、公共施設個別施設計画と連動したハード部門における抜本的な温室効果ガス排出量削減の取り組みを最も重要なテーマとして進めていくこととします。そして、北栄町役場の事務・事業における温室効果ガスの削減において、行政自らが脱炭素へ向けた高い目標を掲げ、率先的に取り組むことで、全町における脱炭素化へ向けた模範となり、地域を先導していくことを目指します。

第3章 基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、温対法第 21 条第 1 項の規定により市町村等に策定が義務付けられているもので、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」として策定するものです。第2期計画の後継計画として、北栄町役場の事務・事業に係る温室効果ガスの排出削減並びに吸収作用の保全及び強化に取り組み、更なる地球温暖化対策を推進することを目的としています。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。

また、計画開始から5年後の 2025 年度に、計画の見直しを行うことを基本としますが、情勢等が大きく変化した場合は、その都度見直しを行います。

基準年度は、国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出削減目標の基準年度と整合を図り、第 2 期計画と同様に 2013 年度とします。

3. 計画の対象とする事務事業の範囲

本計画の対象範囲は、北栄町が行う全ての事務及び事業を対象とします。

また、外部への委託及び指定管理者制度等により実施する事業等においても本計画の対象とし、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガス排出削減等の取組み(措置)を講ずるよう要請します。

ただし、他に貸与することを設置目的とする施設や町以外の者が管理している施設等については本計画の対象外とします。(町営住宅、お試し住宅等)

4. 計画の対象とする温室効果ガス

温対法第 2 条第 3 項において規定されている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類の温室効果ガスのうち、事務事業編において温室効果ガス総排出量の算定対象となるのは、三ふっ化窒素を除く6種類の物質となりますが、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、その排出源が多岐にわたるため算定が困難であることから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素のみとします。

5. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、温対法施行令第 3 条第 1 項に基づき、温室効果ガスを排出する活動の区分毎に、当該活動により生じた活動量(エネルギー使用量)に、「排出係数」を乗じることにより算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量(エネルギー使用量)} \times \text{排出係数}$$

■表4 二酸化炭素(CO₂)排出係数

項目	第3期計画	第2期計画	第1期計画	単位
電気	電気事業者別排出係数による(※)	0.719	0.555	kg-CO ₂ /kWh
ガソリン	2.32	2.32	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
灯油	2.49	2.49	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
軽油	2.58	2.58	2.62	kg-CO ₂ /ℓ
A重油	2.71	2.71	2.71	kg-CO ₂ /ℓ
LPG	3.00	3.00	3.00	kg-CO ₂ /kg

(注)LPGの単位は「kg」であるため、「1m³=2.183kg」に換算して算定します。

■電気事業者別排出係数(※)

電気事業者別排出係数は、温対法施行令第3条第1項第1号口の規定に基づき、毎年公表される環境大臣及び経済産業大臣の告示により示される基礎排出係数を用います。

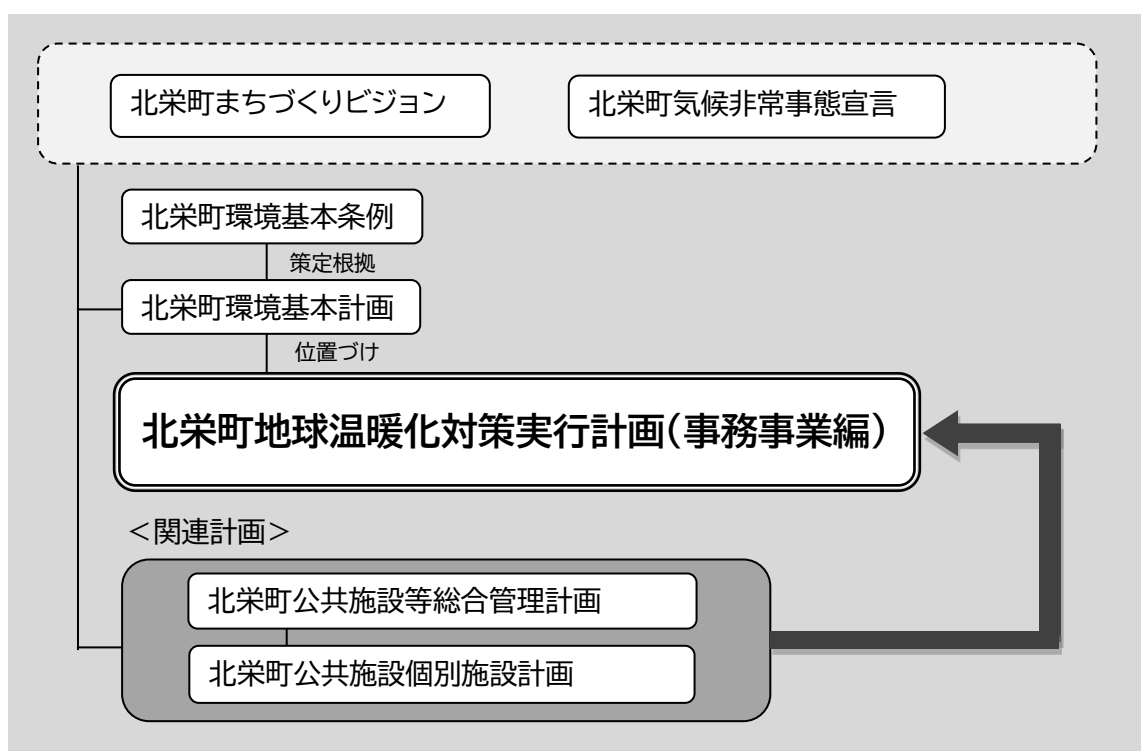
電気事業者別排出係数は、「温室効果ガス総排出量」の算定を行う年度(以下「N年度」という。)の11月～12月頃に、N-1年度実績に基づいた排出係数が告示・公表されます。

本計画では、N年度に行う「温室効果ガス総排出量(N-1年度実績)」の算定には、N年度に告示・公表される基礎排出係数(N-1年度実績)を用いて算定します。ただし、N年度の排出係数(N-1年度実績)の告示・公表がなされるまでの間、N-1年度に告示・公表される基礎排出係数(N-2年度実績)を用いて仮算定を行うものとします。

6. 関連計画との位置づけ

本計画は、温対法及び国の温対計画を根拠とし、本町における次の上位関連計画等との関連を踏まえて策定しました。

■図4 関連計画との位置づけ



第4章 基本方針と削減目標

1. 温室効果ガス削減に向けた基本方針

本計画において、本町の事務・事業から排出する温室効果ガス削減に向け、これまで職員が一丸となって取り組んできた職員の行動変容による取り組みについて、引き続き確実に取り組んでいくとともに、公共施設の断熱化等ハード部門の取り組みを積極的に進め、温室効果ガス排出量の9割以上を占める電気エネルギーにおける再エネ比率を上げる等の取り組みを推進することで、2050年ゼロカーボンを見据えたより抜本的で大胆な取り組みを実行すべく、次の基本方針に基づき温室効果ガス削減のための施策に取り組めます。

<基本方針>

(1)日常的に職員は省エネルギー・省資源に努めます。

日々の取り組み状況の確認、定期的な評価及び改善等による推進体制の強化、進捗管理方法の見直しにより、これまで以上に職員一人ひとりの省エネ行動への意識向上を図り、個々の取り組みによる温室効果ガス排出削減効果は大きくはありませんが、節電や資源の使用抑制等の日常的な具体的取り組みを全ての職員が確実に実行することで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

(2)公共施設の計画的な管理による省エネルギー化を推進します。

公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に沿って、環境配慮や省エネルギーの視点から、将来的な人口推計に見合った施設数や面積等について検討し、同様の機能を有する施設の適正な配置や、施設の稼働率とエネルギー効率について考慮すること、また、公共施設等の改修・更新のタイミングにあわせた建物の断熱化等、イニシャルコストだけでなくランニングコストも加味したトータルコストによる投資回収について検討し、実行していくことで、公共施設等の全体像をとらえた計画的な管理に取り組み、快適且つ質の高い建物によりエネルギー効率を向上させることで、温室効果ガス排出削減を推進します。

(3)公共施設の設備機器及び公用車の省エネルギー化を推進します。

公共施設の稼働率や利用状況に応じた設備の運用状況の見直し・改善や、高効率機器の導入等により、設備機器の省エネルギー化に努めます。

また、公用車においては、エコドライブ運転等の日常的な省エネ行動に加え、公用車の効率的な運用による台数の削減、更新時にはEV等の環境に配慮した車両の導入に努めます。

(4)再生可能エネルギーの導入に努めます。

本町ではこれまで、町有施設への太陽光発電設備の導入や太陽光発電屋根貸し事業を中心とした再生可能エネルギーの導入に努めてきました。温室効果ガス排出量削減に向けては、省エネルギー化の推進に加えて、再生可能エネルギーの積極的な導入が必要となります。

今後も引き続き、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、公共施設等の屋根に限らず、幅広く再生可能エネルギー導入の可能性について検討します。

(5)環境配慮型電力の調達等を推進します。

本町の事務・事業においては、温室効果ガス排出量の9割以上が電気によるものであるため、電気エネルギーの使用による温室効果ガス排出量をいかに減らすことが出来るかが重要となります。そのため、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの導入に加えて、環境配慮型の電力の調達を推進します。

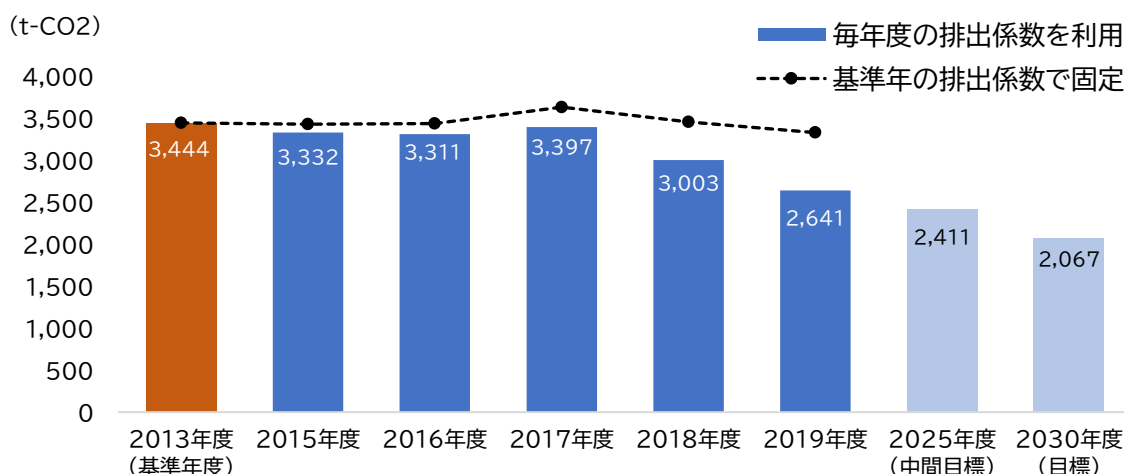
2. 温室効果ガス排出量の削減目標

第1期及び第2期計画において実施してきた、職員の省エネ行動等の取組みによる温室効果ガス削減量はほぼ横ばい状態で、これ以上の削減ポテンシャルは見込めない状況と考えられます。

本計画では、前述の基本方針に基づき、これまで実践してきた職員の省エネ行動による地道な取組みだけでなく、より快適で質の高い持続可能な取組みを行うことにより、必要とされるサービスの質を維持しつつ国の温対計画に沿った高い目標を設定します。

温室効果ガス排出量の削減目標
 2030年度までに、北栄町の事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量を
 2013年度比で **40.0%** 以上削減することを目標とします。

■図5 温室効果ガス排出量の推移と削減目標



■表4 2030年度に向けた温室効果ガス削減目標

	基準年度 (2013年度)		中間目標 (2025年)		目標年度 (2030年)
排出量(t-CO ₂)	3,444		2,411		2,067
削減量(t-CO ₂)	—	⇒	△1,033	⇒	△1,377
削減率(%)	—		30%		40%

※本計画から、第2期計画で把握しきれていなかった下水道施設(ポンプ場)についても算定対象とするため、基準年度に遡って下水道施設(ポンプ場)を含む数値に見直したため、第2期計画における数値とは異なります。

アプローチの方法としては、まず、基本方針(1)から(3)に掲げる省エネルギーの推進と(4)

に掲げる再生可能エネルギーの導入を実施することにより、温室効果ガス排出量の26.6%を削減します。

その上で、基本方針(5)に掲げる環境配慮型電力の調達に積極的に努め、排出係数の低い電気事業者との電気需給契約を推進することで、残りの13.4%を削減します。これにより、削減目標である40.0%以上の温室効果ガス削減を達成します。

第5章 具体的な取組活動

1. 日常的な省エネ・省資源に配慮した取組

(1) 電気使用量の削減に関する取組

- ・階段や廊下等照明点灯箇所の削減、始業前や昼休憩時の消灯、会議室等使用後の消灯を心がけます。
- ・パソコンは省電力モードに設定し、30分以上席を離れる際にはスリープモード及びモニタの電源を切ることを徹底します。
- ・退庁時や長期不在時には、できる限り機器の主電源を切り、待機電力消費の削減に努めます。
- ・トイレの温水便座は、節電モードの設定と季節に応じた設定温度を徹底し、使用後はフタを閉めるよう心がけます。
- ・空調の温度設定は冷房 28℃、暖房 20℃とし、フィルタの清掃など空調設備の管理を徹底します。
- ・荷物の運搬や体調不良等による場合を除き、職員は出来る限り階段の利用に努め、エレベーターの使用を控えます。
- ・当月の電力使用量が契約電力量を超えることのないよう、監視メーター等の導入を検討します。
- ・ノー残業デーを徹底し、電気使用量の削減に努めます。

(2) 燃料使用量の削減に関する取組

- ・ガスコンロを使用する際には、火力の調節や沸かし過ぎを防止するなど適正な使用を徹底します。
- ・夏場など必要のないときには瞬間湯沸かし器の元栓を閉めるなど、必要最小限の利用に努めます。

(3) 水使用量の削減に関する取組

- ・洗面所や給湯室などで節水に努めるとともに、「節水」表示により施設利用者への呼びかけを行います。
- ・植木の水やり、打ち水など雨水の利用を検討します。

(4) 公用車の適正使用に関する取組

- ・暖機運転の抑制、無駄なアイドリングストップ、急発進・急加速の抑制などをはじめとするエコドライブの徹底を図ります。
- ・目視によるタイヤ空気圧点検、エンジンオイルの交換など、公用車の日常的な整備・点検を徹底します。
- ・近距離の移動には徒歩や公用自転車の活用、遠距離の移動にはできる限り公共交通機関を利用するなど、公用車の適正な使用に努めます。

(5) グリーン購入の推進に関する取組

- ・コピー用紙やOA用紙の調達にあたっては、グリーン購入適合品を購入します。(調達目標 100%)また、用紙の包装紙は再資源化できる紙を使用しているものについて購入するよう努めます。
- ・事務用品や施設管理用品等を購入する際には、「北栄町グリーン購入調達方針」に沿って物品等を選択するよう努めます。
- ・広報紙やパンフレット等の印刷物の発注にあたっては、古紙配合率の高い用紙を指定します。

(6)紙製品、事務用品に関する取組

- ・両面コピー、集約印刷の活用や、印刷前のプレビュー確認によりミスコピーの防止に努めます。
- ・使用済用紙の裏面利用や使用済封筒の再利用に努めます。
- ・庁内LANや電子メールの活用などにより、紙使用量の削減を図ります。
- ・会議では、プロジェクターの活用や両面印刷により、印刷資料をできる限り低減します。
- ・衛生管理上必要な場合を除き、ペーパータオル等使い捨て製品の使用を控えます。
- ・机や棚の中に、不必要に事務用品等をため込むことなく、必要最小限の保有に努めます。

(7)廃棄物の発生抑制、4Rの推進に関する取組

- ・物品等の購入の際には、簡易包装、詰め替えが可能な製品、再利用が可能な製品など、廃棄物の発生抑制に資する物品の購入に努めます。
- ・職員は、マイバッグ、マイ箸、マイボトル持参を心がけ、レジ袋、割りばし、ペットボトルなど、ごみになるものを施設内に持ち込まないよう努めます。
- ・使わなくなった物品でまだ使用できるものについては、廃棄する前に広く呼びかけ、譲渡するよう努めます。
- ・再生資源の分別を徹底し、資源化に努めます。
- ・庁舎等で使用のごみ袋は(小)とし、それ以外の施設でもごみ袋の使用をできる限り減らすことで、ごみの排出抑制に努めます。
- ・下水汚泥の減量化及び資源化について検討します。
- ・公共工事においては、建設副産物の発生を抑制する工法や資材の採用に努めます。
- ・再生砕石や廃木材など、再生資材の工事への利活用に努めます。
- ・工事で発生する建設副産物の分別回収や再資源化に努めます。

2. 施設の新設・改修・更新等の計画的な管理に関する取組

(1)全ての施設に対する取組み

- ・公共施設等総合管理計画等の上位計画に沿って、将来的な北栄町の人口推計に見合った施設数や延べ床面積等について検討し、エネルギーの無駄使いをなくします。
- ・2020年に実施した公共施設のあり方検討の結果に従い、施設の稼働率や利用人数とエネルギー効率について分析し、施設機能の集約や統廃合による省エネ化を検討します。
- ・施設の新築・改修・更新の際には、公共施設個別施設計画に示される基準に基づいて、建物の断熱性能及び気密性能の向上に努めます。
- ・施設の新築・改修・更新の際には、建物の躯体表面積の少ないシンプルな意匠により省エネ化に努めます。
- ・施設の新築・改修・更新の際には、自然光及び自然通風をできる限り採り入れる工夫により省エネ化に努めます。
- ・施設の敷地内や周辺の緑化に努めます。

(2)特にエネルギー使用量の多い施設に対する取組み

特にエネルギー使用量が多い次の8施設について、公共施設個別施設計画に従い、本計画期間において優先的且つ重点的に、建物に対する省エネ化に取り組みます。

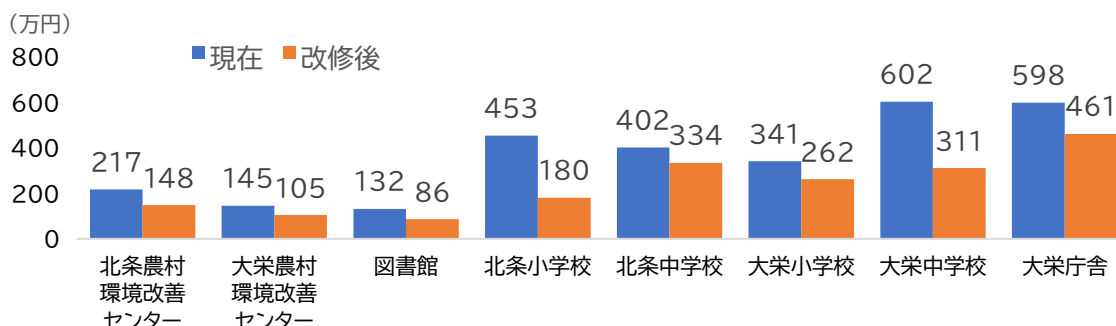
また、省エネ化を進めることで、光熱費の削減が期待できるため、イニシャルコストだけでなくランニングコストも加味したトータルコストによる投資回収についても検討します。

■表5 重点的に省エネ化に取り組む8施設

施設名	竣工年	延床面積 (㎡)	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)(※)
1.北条中学校	1994	7,131	103
2.北条小学校	2009	6,672	164
3.大栄中学校	1964	7,474	147
4.大栄小学校	1973	6,978	82
5.図書館	1993	1,476	48
6.北条農村環境改善センター	1991	866	27
7.大栄農村環境改善センター	1981	1,314	34
8.大栄庁舎	1981	3,937	169

※温室効果ガス排出量は第2期計画期間の5年平均の数値です。

■図6 省エネ改修による年間エネルギーコスト削減効果



3. 設備や機器及び公用車の省エネルギー化に関する取組

- ・LED照明等のエネルギー消費効率の優れた機器やコージェネレーションシステム(熱電併給)によるエネルギー効率の高い設備等の導入に努めます。
- ・施設の設備・機器の更新・導入に際しては、可能な限り、環境省が推奨する「L2-Tech(エル・ツー・テック)認証製品」の採用に努めます。
- ・照明機器の改修・更新の際には、LED化の取り組みに加えて、設置箇所や数量の妥当性を検証するとともに、使用用途に合わせた人感センサーや調光機能付機器の採用を検討します。
- ・車両の更新時には、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)など、環境に配慮した車両の導入に努めます。

4. 再生可能エネルギーの導入に関する取組み

- ・太陽光をはじめとする再生可能エネルギー技術の情報収集に努め、各町有施設に適合する再生可能エネルギー設備の導入を進めます。
- ・各町有施設がエネルギー自立することを目指します。
- ・未利用エネルギーの活用等新しい技術の動向に注視し、採用可能性について検討します。

5. 環境配慮型電力の調達等の推進に関する取り組み

- ・電力調達先の選定に関しては、料金だけでなく電気事業者別排出係数の視点を取り入れ、環境配慮型電力の調達に積極的に取り組みます。
- ・再生可能エネルギー由来の電源調達を推進する地元地域新電力の設立を目指します。

第6章 実行計画の推進

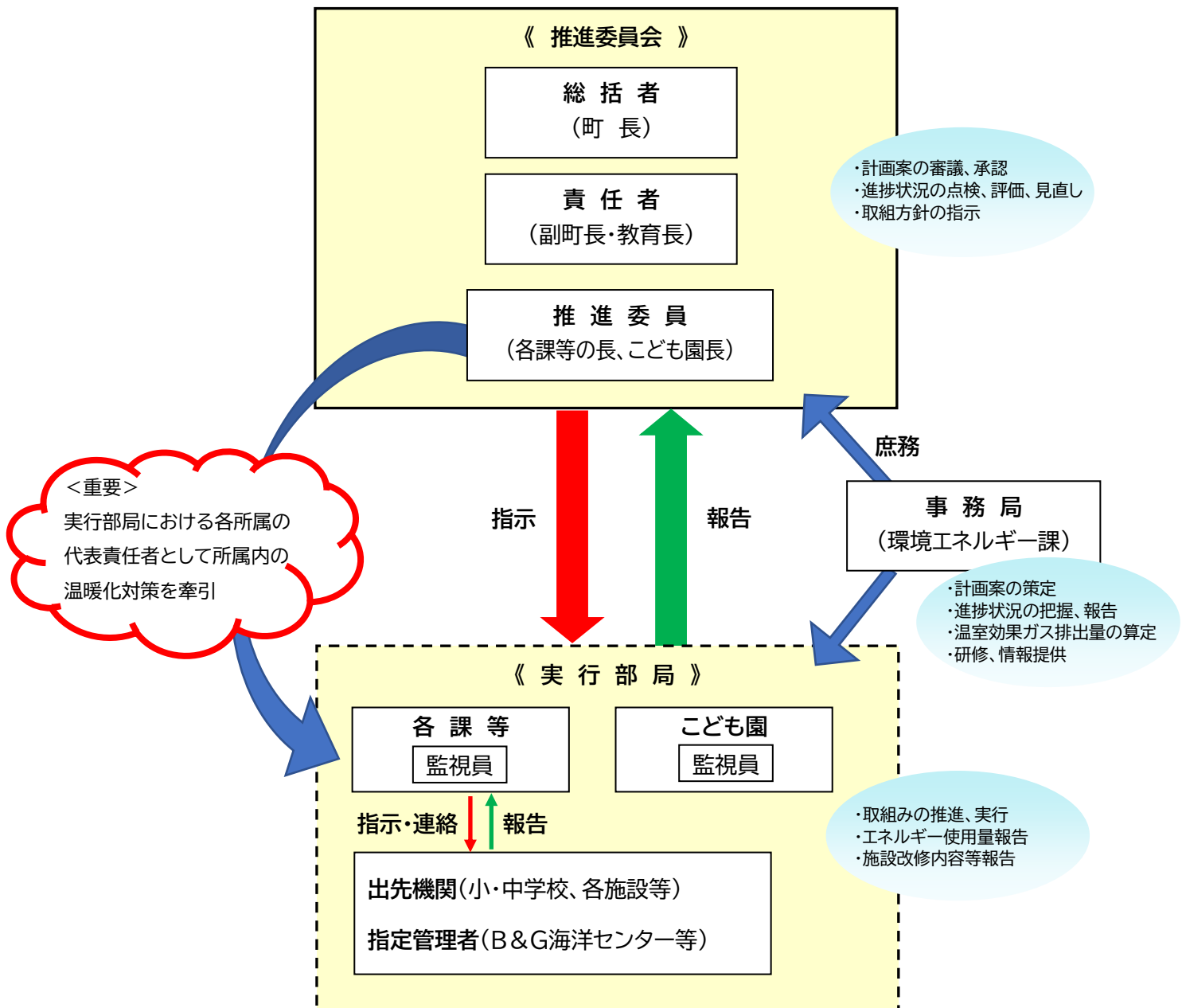
1. 推進体制

本計画を効果的かつ継続的に推進するため、北栄町地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、次のとおり体制を整備します。

推進委員会は、町長を統括者、副町長を責任者とし、各課及び各施設の長を推進委員として構成し、環境エネルギー課に事務局をおいて運営全般を行います。

また、各課及び各施設に1名ずつ監視員を配置し、実行部局における実施状況等について点検・検査・報告等を行います。

■図7 推進体制



2. 進捗状況の点検・評価・見直し

(1)点検

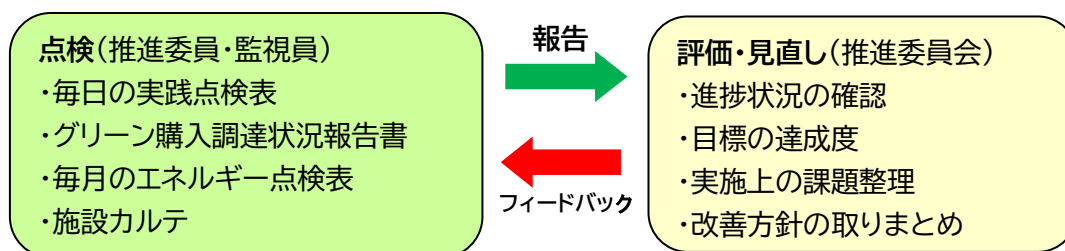
- ・各課の推進委員(各課長等)と監視員は、「毎日の実践点検表」、「グリーン購入調達状況報告書」及び「毎月のエネルギー点検表」により、定期的に進捗状況等について事務局へ報告します。
- ・毎月のエネルギー点検表の記録の際には、入力値に異常(桁数や数値の増減が大きい等)がないか確認し、数値に大きな増減がある場合は、その理由を検証し、事務局へ報告します。
- ・重点的に省エネ化に取り組む8施設については、公共施設個別施設計画に基づいた計画的な省エネ改修等に取り組み、実施状況について「施設カルテ」により事務局へ報告します。
- ・本計画の対象となる全ての施設において、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量に影響を与えるような改修、設備更新等を実施した場合は、その都度「施設カルテ」に記録し、事務局へ報告します。

(2)評価

- ・事務局は、各課等から報告を受けた毎月のエネルギー点検表に基づき温室効果ガス排出量を算定し、本計画の進捗状況についてまとめ、毎年1回推進委員会へ報告します。
- ・推進委員会は、本計画の進捗状況について評価を行い、実施上の課題等を整理し、改善方針を取りまとめ指示及び周知します。
- ・推進委員会及び事務局は、公共施設個別施設計画に基づく省エネ改修の実施状況についてチェックを行い、各課等から報告を受けた「施設カルテ」と温室効果ガス排出削減効果について評価・検証し、職員へ結果をフィードバックします。

(3)見直し

- ・推進委員会は、毎年1回、進捗状況の確認及び評価を行い、必要に応じて実施状況の改善を指示します。
- ・本計画開始5年後の2025年度に、計画の進捗状況について中間評価を行います。推進委員会において計画見直しの必要性について検討を行い、必要がある場合には本計画の改定を行います。



3. 進捗状況の公表

温対法第21条第10項に基づいて、本計画の進捗状況及び温室効果ガス排出量等について、毎年1回、町のホームページ等により公表し、職員のより積極的な取組の推進を図るとともに、町民や事業者等による地球温暖化対策に向けた自主的な取組を促します。

4. 職員に対する研修等

本計画の機動的な実施と排出削減目標の達成に向け、職員一人ひとりの意識改革及び行動変容のため、具体的な取組活動について職員研修等の機会を通じて周知徹底します。

また、地球温暖化対策に資する取組や環境関連情報を庁内LAN等により職員に提供します。

資料1

北栄町グリーン購入調達方針

1. 趣 旨

地球温暖化や廃棄物といった環境問題を解決するために、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造を見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会実現に向けた取組を進めることが求められています。その取組の一環として、物品や役務(以下「物品等」という。)を購入する際は、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品等を優先的に調達することを推進するため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)第10条に基づき、方針を定める。

2. 適用範囲

北栄町役場及び北栄町役場の出先機関

3. 基本方針

物品等の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷の低減が可能かどうかを考慮していくことが必要になっている。このことから、物品等調達時には、次の点に特に配慮するものとする。

- ①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ②資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④長期間の使用ができること。
- ⑤再使用が可能なこと。
- ⑥リサイクルが可能なこと。
- ⑦再生された素材や再使用された物品を多く利用していること。
- ⑧廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

4. 調達品目及び調達の目標

重点的に調達を推進する環境物品等(以下、「特定調達品目」という。)は、国が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において定める「特定調達品目」に従うものとする。

5. 調達の手順

- ①物品等の調達については、「特定調達品目」に定めるものを調達すること。「特定調達品目」に定めのない物品等に関しては、「3. 基本方針」に従い出来る限り環境負荷の低減を図る物品等を選択するよう努めること。
- ②「特定調達品目」に定める物品等を購入した課等は、毎月調達状況を集約し、別表「グリーン購入調達状況報告書」にまとめ、翌月10日までに環境エネルギー課に報告するものとする。

グリーン購入調達状況報告実施手順書

1. 目的

この手順書は、北栄町グリーン購入調達方針に基づき、グリーン購入調達状況報告の実施作業を確実にを行うことを目的とする。

2. 適用範囲

この手順書は、北栄町役場及び北栄町役場の出先機関すべてで行う業務に適用する。

3. 責任者

各課等におけるグリーン購入調達に関する責任者は、課長等とする。

4. 実施手順

(1)各課等において、データまたは紙により、「グリーン購入調達状況報告書」を職員内で共有する。(出先機関については、各出先機関職員内で共有する。)

(2)「特定調達品目一覧」に定める物品等の調達を行った職員は、上記「グリーン購入調達状況報告書」に購入日、品目、調達数量、調達金額を記入する。

※「特定調達品目一覧」に定めのない物品等については、記入の必要はない。

(3)担当職員は、「グリーン購入調達状況報告書」に記入をしたものについて、物品等の購入に関する支出伝票の決裁時に、電子決裁のコメント欄に「G済」と記載し、各課長はコメント欄を確認する。

グリーン購入調達状況報告書

年 月分

所属

購入日	調達物品等 <small>(「特定調達物品一覧」に定める物品)</small>	調達数量	調達金額 (税込み)		コメント欄 <small>(不適とした場合の理由)</small>
			グリーン購入適合	グリーン購入不適	
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
計					

(調達状況集計)

区 分	調達金額	うちグリーン購入額	達成率
今月調達金額			
前月までの合計			
調 達 合 計			

毎日の実践点検表

所属名

担当者

年度

区分	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
昼休憩の消灯																	
暖房・冷房基準温度の厳守																	
30分以上不使用機器の電源off																	
夜間・休日のコンセント抜き																	
アトリングストップ等配慮運転																	
ミスコピー紙の裏面利用																	
資料の両面コピー																	
紙を捨てない(100%再資源化)																	
両面使用済用紙の回収BOX入れ																	
物品等の調達方針に基づく購入																	
可燃ごみ(大)																	
可燃ごみ(中)																	
可燃ごみ(小)																	

達成できた場合に「○」、できなかった場合は「×」、該当がなかった場合は「-」を記入する。

可燃ごみ(大)、(小)には袋数を記入する。

毎月のエネルギー一点検表

資料3

【施設】
施設名
担当課

構造 _____ 延床面積 _____ m²

項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電気	使用量	kWh												
	使用料金	円												
水道	使用量	m ³												
	使用料金	円												
ガス	使用量	m ³												
	使用料金	円												
灯油	使用量	L												
	使用料金	円												
重油	使用量	L												
	使用料金	円												

【公用車】

担当課名	車名	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月未メーター	月未メーター	km													
	ガソリン	L													
燃料代	燃料代	円													
	月未メーター	km													
軽油	軽油	L													
	燃料代	円													

資料4

【施設カルテ】

施設名			
施設情報	竣工年	50年経過年	年間CO ₂ 排出量
	年	年	t-CO ₂
省エネ改修の内容			
改修費	総費用	円	
	うち補助金	円	
	町費	円	
エネルギー削減効果(年間)	エネルギー種別・量		kWh
	維持費	円	
	CO ₂	t-CO ₂	
投資費用回収年数	年	改修完了年月	年 月
		費用回収年	年
その他 (改修に伴う付加効果、懸念事項、 今後の方針等)			

エネルギーの種類によって kWh、ℓ、m³を入れる